

第 25 期 第 13 回
別海町農業委員会総会議事録

令和6年6月14日 開会

別海町農業委員会

第 2 5 期 第 1 3 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 6 年 6 月 1 4 日)

○開催日時 令和 6 年 6 月 1 4 日 (金)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 0 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について (農業経営基盤強化促進法) |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地法第 4 条許可書の交付について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 5 条許可書の交付について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 5 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 11 | 議案第 6 号 | 現況証明願いについて |

○出席委員（24名）

会	長	27番	信	夫	重	勝
会	長	代理	26番	加	藤	真純

1番	羽	石	健	一	3番	芳	賀		均
4番	阿	部		浩	5番	石	森	裕	治
7番	押	田	賢	二	8番	山	田	良	雄
9番	木	幡		誠	10番	佐々	木		實
11番	竹	花	智	子	12番	猿	谷	忠	義
13番	畠	山	友	子	14番	市	川	義	晴
15番	藤	田	浩	義	16番	石	田	昌	樹
17番	及	川	哲	夫	18番	小	島		敏
19番	斉	藤	春	雄	20番	岸	本	正	明
21番	伊	藤	一	吉	22番	豊	島	千	秋
24番	岡	崎	知	暢	25番	大	内	敏	光

○欠席委員（3名）

2番	加	藤	祐	介	6番	石	毛		剛
23番	目	黒	英	夫					

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	川	畑	智	明
総務担当	主幹	成	瀬	広	子
農地調整担当	主幹	大	山	晋	作
農地調整担当	主任	川	原	浩	貴
農地調整担当	主事	後	藤	良	介

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

24番	岡	崎	知	暢	25番	大	内	敏	光
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 信 夫 重 勝

議席24番 岡 崎 知 暢

議席25番 大 内 敏 光

◎開会宣言

○事務局（川畑事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 5 件、議案 6 件ですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第 13 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 24 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては、2 番加藤委員、6 番石毛委員、23 番目黒委員の 3 名です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。24 番岡崎委員、25 番大内委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（信夫会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第 1 号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で 5 件ございます。1 号から 5 号まで農地所有者から所有権の移転に係るあっせんの申出があり、周辺地域における農地の保有状況、利用状況、更には将来性等を踏まえ北海道農業公社の買入れが必要との判断から調整を行いました。双方の同意が得られず不成立になったものであります。今後の取り扱いについては後の議案第 2 号で提案し御審議いただく予定です。それでは朗読させていただきます。

第 1 号、あっせん候補者、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、公益

財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、[] ー [] 外 [] 筆、計 [] m²。農地の所有者、[] 番地 []、[]。あっせん委員、羽石委員外 5 名。あっせん結果、不成立。

次号から第 5 号までのあっせん候補者につきましては同文ですので、朗読を省略いたします。

第 2 号、あっせん対象地、[] ー [] 外 [] 筆、計 [] m²。農地の所有者、[] 番地の []、[]。あっせん委員、同上。あっせん結果、不成立。

第 3 号、あっせん対象地、[] ー [] 外 [] 筆、計 [] m²。農地の所有者、[] 番地の []、[]。あっせん委員、山田委員外 8 名。あっせん結果、不成立。

第 4 号、あっせん対象地、[] ー [] 外 [] 筆、計 [] m²。農地の所有者、[] 番地の []、[]。あっせん委員、山田委員外 7 名。あっせん結果、不成立。

第 5 号、あっせん対象地、[] ー [] 外 [] 筆、計 [] m²。農地の所有者、[] 番地の []、[]。あっせん委員、大内委員外 5 名。あっせん結果、不成立。

以上で報告第 1 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第 1 号の事務局説明が終わりました。1 号から 5 号まで全て不成立案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

ここで、報告第 1 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第 1 号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第 1 号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第 2 報告第 2 号

○議長（信夫会長）

日程第 2 報告第 2 号「農地法第 4 条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第2号、農地法第4条許可書の交付について。農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和6年4月30日開催の第11回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります5月24日としております。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては会長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。なお、1号につきましては 番 委員が関係する案件ですので、議事参与制限とさせていただきます。

それでは、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（信夫会長）

日程第3 報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第3号、農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第4条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和5年度に農地転用許可を行った案件につきまし

て、令和6年5月22日に現地調査を行ったものです。内容につきましては、申請時における計画どおりですので、事業完了年月日のみ朗読させていただきます。

第1号、事業完了年月日、令和6年5月20日。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては永久転用の完了届の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。それでは、報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（信夫会長）

日程第4 報告第4号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第4号、農地法第5条許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和6年4月30日開催の第11回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります5月24日としております。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては会長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。なお、3

号につきましては 番 委員が関係する案件ですので、議事参与制限とさせていただきます。

それでは、報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 報告第5号

○議長(信夫会長)

日程第5 報告第5号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(大山主幹)

報告第5号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は7件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしておりました。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

報告第5号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては農地所有適格法人からの定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 議案第1号

○議長（信夫会長）

日程第6 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項に規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による可否の決定を求める。本案は2件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]一外[]筆、計[]㎡。利用権の種類、賃借権。契約期間、令和6年3月28日から令和11年3月27日まで。合意解約成立の日、令和6年5月30日。土地の引渡しの時期、令和6年5月30日。

第2号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]一外[]筆、計[]㎡。利用権の種類、賃借権。契約期間、令和4年6月23日から令和9年6月22日まで。合意解約成立の日、令和6年6月3日。土地の引渡しの時期、令和6年6月3日。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第1号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第7 議案第2号

○議長（信夫会長）

日程第7 議案第2号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第2号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について。次の者から農業経営基盤強化促進法附則第3条第1項の規定に基づきあっせんを受けたい旨の申出があった農用地の所有権移転について、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、同法第2項の規定により当会は別海町長に対し同項の規定による通知をするよう要請する。

本案は5件ございます。先の報告第1号で不成立となった案件の農地所有者からあっせんの申出があったものであります。第1号から第5号までは同様の内容となっておりますので一括で御説明いたします。1あっせんの申出者及び農用地の所在等、あっせんの申出者とあっせんの対象地につきまして報告第1号において朗読しておりますので省略いたします。申出のあった日、令和6年5月31日。2農地中間管理機構を含めた調整の経過、あっせん会議を開催し利用調整を図ったところ、農用地の価格について農地所有者と農地中間管理機構の意向が一致せず調整は不調に終わったという内容でございます。3当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるといった内容で要請いたします。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては買入れ協議の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第2号につきまして原案のとおり要請することに決定します。

◎日程第8 議案第3号

○議長（信夫会長）

日程第8 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。それでは朗読させていただきます。

第1号、申請人の住所氏名、譲渡人、[]番地の[]、[]。譲受人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]—[]外[]筆、計[] m^2 。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は宅地分[] m^2 も含めて[]円で、宅地分も含めた1ヘクタール当たりの単価は約[]円となっております。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]—[]外[]筆、計[] m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。賃借期間、許可日から3年間。賃貸価格は[]円で、1ヘクタール当たりの単価は約[]円となっております。

第3号、申請人の住所氏名、譲渡人、[]番地の[]、[]。譲受人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]—[]外[]筆、計[] m^2 。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は[]円で、1ヘクタール当たりの単

価は約 [] 円となっております。

第4号、申請人の住所氏名、譲渡人、[] 番地の []、[]。譲受人、[] 番地の []、[]。許可を受けようとする土地の表示、[] - [] 外筆、計 [] m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は [] 円で、1ヘクタール当たりの単価は約 [] 円となっております。

第5号、申請人の住所氏名、貸人、[] 番地の []、[]。借人、[] 番地の []、[]。許可を受けようとする土地の表示、[] - [] 外筆、計 [] m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。貸借期間、許可日から3年間。賃貸価格は [] 円で、1ヘクタール当たりの単価は約 [] 円となっております。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては18番小島委員、2号から4号につきましては10番佐々木委員、5号につきましては12番猿谷委員をお願いします。

それでは1号につきまして、18番小島委員お願いいたします。

○18番 小島委員

はい、説明いたします。6月6日に猿谷委員、佐々木委員と航空写真の判断で見させてもらいました。公簿地目は畑になっているのですが、[]さんがコントラをやっていることから、将来的にはそこに機械を置きたいとのことでした。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号から4号につきまして、10番佐々木委員をお願いします。

○10番 佐々木委員

はい、この案件は3条による賃貸と売買の案件で、航空写真にて確認をしましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、5号につきまして、12番猿谷委員をお願いします。

○12番 猿谷委員

はい、御説明いたします。[]さんと[]の賃貸借案件です。航空写真で判定し、特に問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第3号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第9 議案第4号

○議長（信夫会長）

日程第9 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、[]—[]、計[]m²。契約内容、売買。目的、農業用施設建設。計画内容、牛舎外、計[]m²。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第5条第2項。土地利用計画、農用地。所有者、[]番地の[]、[]。転用者、[]番地[]、[]。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号につきまして、14番市川委員お願いいたします。

○14番 市川委員

はい、御説明いたします。5月14日に山田委員、目黒委員、事務局で現地を調査してまいりました。[]さんと[]さんの5条の売買案件ということで、施設を建設するにあたり大方の埋め立て等も終わっていますのでよろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第４号の委員説明が終わりました。それでは議案第４号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第４号につきまして原案どおり可決することに決定し、北海道農業会議へ意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者へ許可書を交付することとします。

◎日程第１０ 議案第５号

○議長（信夫会長）

日程第１０ 議案第５号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第５号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第５第１項第６号による計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項により決定を求める。

本案は所有権の移転が１５件、利用権の設定が１８件となっております。

それでは所有権の移転から朗読させていただきます。

内容につきまして、所有権の移転を受ける者、所有権の移転をする土地、所有権の移転をする者、所有権の移転時期、対価、対価の支払い期限、当事者間の法律関係、調整委員のみを朗読させていただきます。

第１号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、 。
所有権の移転をする土地、 — 外 筆、計 ㎡。
所有権の移転をする者、札幌市中央区北５条西６丁目１番地２３、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転の内容、所有権の移転時期、令和６年６月１７日。対価、 円。対価の支払い期限、令和６年８月２９日。当事者間の法律関係、売買。

次号から第１０号までの所有権の移転をする者、次号から第１５号までの所有権の移転時期、当事者間の法律関係は同文ですので朗読を省略させていただきます。

第2号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。所有権の移転をする土地、[]
[] 外 筆、計 [] m²。所有権の移転の内容、対価、[]
[] 円。対価の支払い期限、令和6年9月30日。

次号から第9号までの対価の支払い期限については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第3号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。所有権の移転をする土地、[]
[] 外 筆、計 [] m²。所有権の移転の内容、対価、[]
[] 円。

第4号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。所有権の移転をする土地、[]
[] 外 筆、計 [] m²。所有権の移転の内容、対価、[]
[] 円。

第5号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。所有権の移転をする土地、[] 外 筆、計 [] m²。所有権の移転の内容、対価、[]
[] 円。

第6号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[] 外 筆、計 [] m²。所有権の移転の内容、対価、[] 円。

第7号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[] 外 筆、計 [] m²。所有権の移転の内容、対価、[] 円。

第8号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[] 外 筆、計 [] m²。所有権の移転の内容、対価、[] 円。

第9号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[] 外 筆、計 [] m²。所有権の移転の内容、対価、[] 円。

第10号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[] 外 筆、計 [] m²。所有権の移転の内容、対価、[] 円。対価の支払い、令和6年9月27日。

第11号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。所有権の移転をする土地、[]
[] 外 筆、計 [] m²。所有権の移転をする者、[]
[]番地の[]、[]。所有権の移転の内容、対価、[]
[] 円。対価の支払い期限、令和6年11月30日。調整委員、斉藤委員、藤田委員。

次号から第14号までの対価の支払い期限は同文ですので朗読を省略させていただきます。

第12号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[]
— [] 外 [] 筆、計 [] m²。所有権の移転をする者、[]
[] 番地の[]、[]。所有権の移転の内容、対価、[]
円。調整委員、大内委員、及川委員。

第13号、所有権の移転を受ける者、[]番地[]、
[]。所有権の移転をする土地、[]
— [] 外 [] 筆、計 [] m²。所有権の移転をする者、同上。所有権の
移転の内容、対価、[] 円。調整委員、同上。

第14号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。
所有権の移転をする土地、[] — [] 外 [] 筆、計 [] m²。所
有権の移転をする者、[]番地の[]、[]。所有権の移転
の内容、対価、[] 円。調整委員、竹花委員、大内委員。

第15号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。所有権の移転をする土地、[] —
[] 外 [] 筆、計 [] m²。所有権の移転をする者、[]番
地の[]、[]。所有権の移転の内容、対価、[] 円。
対価の支払い期限、令和6年8月31日。調整委員、同上。

続いて利用権の設定です。

内容につきましては、利用権の設定を受ける者、利用権の設定をする土地、
利用権の設定をする者、始期、終期、借賃、借賃の支払いの方法、当事者間
の法律関係、調整委員のみ朗読させていただきます。

第1号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。利用権を設定する土地、[]
[] — []、計 [] m²。利用権の設定をする者、[]
[]番地の[]、[]。設定する利用権、始期、令和6年6月25日。終期、
令和11年6月24日。借賃、年間 [] 円。借賃の支払いの方
法、毎年、11月30日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の
法律関係、賃貸借。調整委員、斉藤委員、藤田委員。

次号から第4号までの利用権の設定をする者、調整委員、次号から第5号
までの始期、終期、次号から第18号までの借賃の支払いの方法、当事者間
の法律関係については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第2号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。利用権を設定する土地、[] —
[] 外 [] 筆、計 [] m²。設定する利用権、借賃、年間 []
円。

第3号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。利用権を設定する土地、[]

一 外 筆、計 m²。設定する利用権、借賃、年間 円。

第 4 号、利用権の設定を受ける者、 番地の 、 。利用権を設定する土地、 一 、計 m²。設定する利用権、借賃、年間 円。

第 5 号、利用権の設定を受ける者、 番地の 、 。利用権を設定する土地、 一 外 筆、計 m²。利用権の設定をする者、 番地の 、 。設定する利用権、借賃、年間 円。調整委員、加藤委員、藤田委員。

第 6 号、利用権の設定を受ける者、 番地 、 。利用権を設定する土地、 一 外 筆、計 m²。利用権の設定をする者、 番地の 、 。設定する利用権、始期、令和 6 年 6 月 1 7 日。終期、令和 7 年 6 月 1 6 日。借賃、年間 円。調整委員、小島委員、石田委員。

第 7 号、利用権の設定を受ける者、 番地、 。利用権を設定する土地、 一 外 筆、計 m²。利用権の設定をする者、 同上。設定する利用権、始期、同上。終期、同上。借賃、年間 円。調整委員、同上。

第 8 号、利用権の設定を受ける者、 番地の 、 。利用権を設定する土地、 一 外 筆、計 m²。利用権の設定をする者、 番地の 、 。設定する利用権、始期、令和 6 年 6 月 2 5 日。終期、令和 1 1 年 6 月 2 4 日。借賃、年間 円。調整委員、石森委員、加藤代理。

第 9 号、利用権の設定を受ける者、 番地の 、 。利用権を設定する土地、 一 外 筆、計 m²。利用権の設定をする者、 番地の 、 。設定する利用権、始期、同上。終期、同上。借賃、年間 円。調整委員、大内委員、及川委員。

第 1 0 号、利用権の設定を受ける者、 番地の 、 。利用権を設定する土地、 一 外 筆、計 m²。利用権の設定をする者、 番地の 、 。設定する利用権、始期、令和 6 年 6 月 1 9 日。終期、令和 7 年 6 月 1 8 日。借賃、年間 円。調整委員、竹花委員、木幡委員。

次号から第 1 6 号までの調整委員については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第 1 1 号、利用権の設定を受ける者、同上。利用権を設定する土地、
一 外 筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、
番地の、。設定する利用権、始期、令和 6 年 6 月 2 5
日。終期、令和 1 1 年 6 月 2 4 日。借賃、年間 円。

次号から第 1 4 号までの利用権の設定をする者、終期、次号から第 1 8 号
までの始期については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第 1 2 号、利用権の設定を受ける者、番地の、。
利用権を設定する土地、一 外 筆、計 m^2 。設定
する利用権、借賃、年間 円。

第 1 3 号、利用権の設定を受ける者、番地の、。
利用権を設定する土地、一 外 筆、計 m^2 。設定
する利用権、借賃、年間 円。

第 1 4 号、利用権の設定を受ける者、番地の、。
。利用権を設定する土地、
一 外 筆、計 m^2 。設定する利用権、借賃、年間
円。

第 1 5 号、利用権の設定を受ける者、同上。利用権を設定する土地、
一 外 筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、
番地の、。設定する利用権、終期、令和 9 年 6 月 2 2 日。
借賃、年間 円。

第 1 6 号、利用権の設定を受ける者、番地の、。
利用権を設定する土地、一 外 筆、計 m^2 。
利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、終期、同上。借賃、年間
円。

第 1 7 号、利用権の設定を受ける者、番地の、。
。利用権を設定する土地、一
外 筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、
番地の、。設定する利用権、終期、令和 1 1 年 6 月 2 4 日。借賃、
年間 円。調整委員、竹花委員、大内委員。

第 1 8 号、利用権の設定を受ける者、番地の、。
。利用権を設定する土地、
一 外 筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、同上。
設定する利用権、終期、同上。借賃、年間 円。調整委員、
同上。

以上で議案第 5 号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

はい、議案第 5 号の事務局説明が終わりました。

所有権の移転の 1 号から 1 0 号は北海道農業公社買戻し案件ですので、事
務局説明のみとさせていただきます。

なお、所有権の移転の 4 号につきましては、番 委員に関する案件

ですので、 番 委員を農業委員会等に関する法律第 31 条及び別海町農業委員会会議規則第 14 条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

(番 委員 一時退席)

○議長(信夫会長)

ここで、所有権の移転の 4 号につきまして、質疑を受けたいと思います。
何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(信夫会長)

挙手なしということですので、議案第 5 号の所有権の移転の 4 号につきまして、原案のとおり許可することに決定します。

ここで、 番 委員に対する議事参与制限を解除します。

(番 委員 着席)

○議長(信夫会長)

議事を再開します。

続きまして、利用権の設定の 8 号につきましては、 番 委員に関する案件ですので、 番 委員を農業委員会等に関する法律第 31 条及び別海町農業委員会会議規則第 14 条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

(番 委員 一時退席)

○議長(信夫会長)

それでは、利用権の設定の 8 号につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めます。

利用権の設定の 8 号につきましては、5 番石森委員お願いします。

○5 番 石森委員

はい、御説明いたします。 さんの農地について調査を行った結果、一部を さんと賃貸することになりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長(信夫会長)

利用権の設定の 8 号の委員説明が終わりました。

ここで、利用権の設定の 8 号につきまして、質疑を受けたいと思います。
何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第5号の利用権の設定の8号につきまして、原案のとおり許可することに決定します。

ここで、 番 委員に対する議事参与制限を解除します。

(番 委員 着席)

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

それでは、議事参与制限以外の案件につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めます。所有権の移転の11号につきましては19番齊藤委員、12号及び13号につきましては25番大内委員、14号及び15号につきましては11番竹花委員、利用権の設定の1号から4号につきましては19番齊藤委員、5号につきましては15番藤田委員、6号及び7号につきましては18番小島委員、9号につきましては25番大内委員、10号から18号につきましては11番竹花委員にお願いします。

それでは所有権の移転の11号につきまして、19番齊藤委員お願いします。

○19番 齊藤委員

はい、御説明いたします。 さんの土地を さんがずっと借りていたのですけれども、売買が成立しまして、今回の運びとなりました。よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、12号及び13号につきましては、25番大内委員お願いします。

○25番 大内委員

はい、 さんなのですが、離れ地を整理するにあたって に売買するものです。そして、13号の さんの案件についてですが、ここはもともと千葉さんの第2牧場だったのですけれども、独立して になりましたので、その関係の売買ということになりますのでよろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、14号及び15号につきましては、11番竹花委員お願いします。

○11番 竹花委員

はい、説明いたします。14号については さんからあっせんの申出があり、調整した結果、 さんと売買する運びとなりましたのでよろしくお願いいたします。15号につきましても、 さんからあっせんの申出があり、

調整した結果、[]と売買する運びとなったものです。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の1号から4号につきまして、19番齊藤委員お願いします。

○19番 齊藤委員

はい、説明いたします。[]さんから借りていた方々が、継続して借りる案件ですのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、5号につきまして、15番藤田委員お願いします。

○15番 藤田委員

はい、御説明します。[]さんと[]の期間満了に伴う同一条件での更新になりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、6号及び7号につきまして、18番小島委員お願いします。

○18番 小島委員

はい、説明いたします。[]さんなんですけれども、春に営農を中止したことから、この度、[]と[]に1年間賃貸するものです。農協としては、新規就農者を入れたいという考えがあることからこういう形となりましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、9号につきまして、25番大内委員お願いします。

○25番 大内委員

はい、[]さんの土地は今までも[]さんが借りていまして、同じ条件での更新案件となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、10号から18号につきまして、11番竹花委員お願いします。

○11番 竹花委員

はい、説明します。10号につきましては、[]と[]さんで1年間賃貸借していた農地について、期間満了に伴い更新の調整を行った結果、[]と1年間賃貸することとなりましたのでよろしくお願いいたします。次に11号から14号の[]さんの賃貸についてですが、期間満了に伴い調整を行った結果、[]、[]さん、[]さん、[]にそれぞれ同条件で更新することとなりましたので、よろしくお願いいたします。15号及び16号についてですが、[]さんと[]さんで賃貸していた農地について、[]さんから一部解約したいとの申し出があり調整を行った結果、[]－[]、[]－[]については[]と賃貸することとなり、残りの農地については再度[]さんと賃貸借することとなりましたので、よろしくお願いいたします。最後に17号及び

18号についてですが、[]さんの農地の賃貸借について期間満了に伴い調整を行った結果、[]、[]にそれぞれ同条件で更新することとなりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第5号の議事参与制限以外の委員説明が終わりました。

それでは、議案第5号の議事参与制限以外につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第5号の議事参与制限以外につきまして、原案どおり決定します。

◎日程第11 議案第6号

○議長（信夫会長）

日程第11 議案第6号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第6号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9第4項の規定により証明する。

今月は2件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、[]—[]外[]筆、面積計[]㎡。
利用状況、雑種地。所有者、[]番地の[]、[]。

第2号、所在、[]—[]外[]筆、面積計[]㎡。利用状況、
宅地。所有者、[]番地[]、[]。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては18番小島委員、2号につきましては24番岡崎委員にお願いします。

それでは、1号につきまして18番小島委員お願いいたします。

○18番 小島委員

はい、6月4日に現地を見てまいりました。牧場となっているのですが施設の北の方に将来的には堆肥盤を作りたいということで、特に問題ないと見

てまいりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号につきまして24番岡崎委員お願いいたします。

○24番 岡崎委員

はい、御説明いたします。[]さんの北海道農業公社リース事業に伴い、牛舎の底地の地目を宅地に変更する必要がある、昨年秋に[]さんの農地を評価した際に併せて現地を確認した結果、特に問題ないと判断しておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第6号の委員説明が終わりました。ここで議案第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第6号につきまして原案のとおり証明することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第13回総会を閉会します。